

議案第64号

日進市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

日進市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年8月31日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行による介護保険法施行規則の一部改正及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、日進市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定に限り、申請者の資格に法人のほか病床を有する診療所を開設している者を加える。
- (2) 国の基準の改正により新設された、共生型地域密着型サービスについて関連する規定を加える。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条 例 第 号

(日進市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 日進市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年日進市条例第25号)の一部を次のように改正す
る。

改正後	改正前
(指定地域密着型サービス等の事業者の指 定に関する申請者)	(指定地域密着型サービス等の事業者の指 定に関する申請者)
第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定め る者は、法人又は病床を有する診療所を開 設している者(複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申 請を行う場合に限る。)とする。	第3条 法第78条の2第4項第1号及び第115条 の12第2項第1号の条例で定める者は、法人 とする。
2 法第115条の12第2項第1号の条例で定める 者は、法人とする。 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に関する基準)	(指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に関する基準)
第4条 法第78条の4第1項及び第2項に規定す る条例で定める基準は、 <u>指定地域密着型サ ービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下 「地域密着型サービス基準省令」という。)</u> に定めるところによる。ただし、次の各号 に掲げる基準は、当該各号に定めるとおり とする。 (1) <u>地域密着型サービス基準省令第3条の 40、第17条、第36条(第37条の3において 準用する場合を含む。)、第40条の15、第 60条、第87条、第107条、第128条、第156 条(第169条において準用する場合を含 む。)及び第181条の規定によるサービス の提供に関する記録の整備に関する基準 これら</u> の条に規定する事業者は、保険	第4条 法第78条の4第1項及び第2項に規定す る <u>指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準のうち、次の各 号に掲げる基準は、当該各号に定める方針 に従い、規則で定める。</u> (1) <u>指定地域密着型サービスの事業の人 員、設備及び運営に関する基準(平成18年 厚生労働省令第34号。以下「地域密着型 サービス基準省令」という。)第3条の40、 第17条、第36条、第40条の15、第60条、 第87条、第107条、第128条、第156条(第1 69条において準用する場合を含む。)及び 第181条の規定によるサービスの提供に</u>

給付の請求に係る記録を含め記録を整備し、各記録については当該サービス提供の完結の日から5年間保存しなければならない。

(2) 地域密着型サービス基準省令第32条(第37条の3、第40条の16、第129条、第157条及び第169条において準用する場合を含む。)及び第82条の2(第108条及び第182条において準用する場合を含む。)の規定による非常災害対策に関する基準 これらの条に規定する事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害時において、市及び他の社会福祉施設等との相互支援及び協力体制を事前に整備するように努める。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第5条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス基準省令」という。)に定めるところによる。ただし、次の各号に掲げる基準については、当該各号に定める規定を準用する。

(1) 地域密着型介護予防サービス基準省令第40条、第63条及び第84条の規定によるサービスの提供に関する記録の整備に関する基準 前条第1号

に関する記録の整備に関する基準 これらの条に規定する事業者は、保険給付の請求に係る記録を含め記録を整備し、各記録については当該サービス提供の完結の日から5年間保存しなければならないこと。

(2) 地域密着型サービス基準省令第32条(第40条の16、第129条、第157条及び第169条において準用する場合を含む。)及び第82条の2(第108条及び第182条において準用する場合を含む。)の規定による非常災害対策に関する基準 同条に規定する事業者は、震災、風水害、火災、その他の非常災害時において、市及び他の社会福祉施設等との相互支援及び協力体制を事前に整備するよう努めること。

2 前項に定めるもののほか、同項の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、地域密着型サービス基準省令のとおり、規則で定める。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第5条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、次の各号に掲げる基準については、当該各号に定める規定(方針を定める部分に限る。)を準用し、当該規定に定める方針に従い、規則で定める。

(1) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下

<p>(2) 地域密着型介護予防サービス基準省令第30条及び第58条の2(第85条において準用する場合を含む。)の規定による非常災害対策に関する基準 前条第2号</p>	<p><u>「地域密着型介護予防サービス基準省令」という。)第40条、第63条及び第84条の規定によるサービスの提供に関する記録の整備に関する基準 前条第1項第1号</u></p> <p>(2) 地域密着型介護予防サービス基準省令第30条及び第58条の2(第85条において準用する場合を含む。)の規定による非常災害対策に関する基準 前条第1項第2号</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、同項の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、地域密着型介護予防サービス基準省令のとおり、規則で定める。</u></p>
--	---

(日進市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 日進市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p>
<p>第4条 略</p>	<p>(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、同項の指定介護</p>	<p>第4条 略</p>

予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等基準省令に定めるとおりとする。

予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等基準省令のとおり、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。